

議会基本条例制定10年 議会改革の取り組み

神奈川県議会では、県民に開かれ、充実した県議会の実現を図り、もって県民の豊かな生活とより良い明日の神奈川を目指すことを目的として、平成20年12月に、県議会の基本となる事項を定める議会基本条例を制定しました。

県議会では、この条例に基づき、活発な議論の推進や積極的な広報など、議会改革検討会議等での議論を通じ、様々な取り組みを進めてきました。この10年間の主な取り組みを紹介します。

開かれた議会のために

「議会報告会」の開催

- 議会の活動を身近な地域で県民に伝え、県民の声を直接伺うため「議会報告会」を開催 (平成24年度から)



議会報告会の様子

インターネット中継の拡充

- 議会インターネット中継のスマートフォン、タブレット型端末への配信を開始 (平成28年第1回定例会から)
- 予算委員会、決算特別委員会のインターネット中継を開始(生中継、録画配信) (平成29年第3回定例会から)
- 議会運営委員会、常任委員会、特別委員会のインターネット中継を開始(生中継、録画配信) (平成30年第3回定例会から)



委員会インターネット中継

ホームページの充実

- 年間の議会日程(予定)を議会ホームページに掲載 (平成22年1月から)
- 本会議における会派単位の採決態度をホームページに掲載 (平成23年第3回定例会から)
- 議案、常任委員会資料、特別委員会資料等をホームページに掲載 (平成23年第3回定例会から)
- 県政調査の報告書等をホームページに掲載 (平成25年4月から)
- 県議会フェイスブックページを開設 (平成27年7月)
- 議会運営委員会等の会議記録、配付資料等をホームページに掲載 (平成29年4月から)

傍聴機会の拡充

- 常任委員会の半数開催や傍聴者定員の増(8人→16人)により傍聴機会を拡大 (平成22年第1回定例会から)
- 本会議傍聴者向け託児サービスを開始 (平成27年11月から)



託児サービス

- 本会議代表質問日の手話通訳常時実施を開始 (平成29年第2回定例会から)
- 議会運営委員会、常任委員会、特別委員会の傍聴許可制を廃止し原則公開 (平成31年3月から)

充実した議会のために

本会議の活性化

- 年間の会期日数を100日程度から200日程度に倍増 (平成22年第1回定例会から)
- 県民にとって分かりやすく効果的な質問を行えるよう分割質問方式を導入 (平成22年第1回定例会から)
- 午前開会日を設け一般質問の年間質問者数を増(40人→47人) (平成24年第1回定例会から)
- より活発な議論の推進のため対面演壇、議場スクリーンを設置 (平成28年11月)



対面式議場と議場スクリーン

各種議員研修の実施

- 共生社会への理解を深めるための①手話研修、②ユニバーサルマナー研修 (①平成27年6月から、②平成30年9月)
- 自治体の今後の在り方等に関する講演会 (平成30年11月)



手話研修会の様子

議会災害対策の強化

- 災害発生時に対応を協議する「議会災害等対策会議」を設置 (平成24年6月)
- 「議員災害等対応必携カード」の作成など議会の災害対策を充実 (平成29年5月から)

議会ICT^{*}の推進

- 全議員にタブレット型端末を配付、データ共有システムを整備し、議会審議に活用 (平成28年9月)

^{*}ICT Information And Communication Technologyの略。情報通信技術のこと。

議会基本条例ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/gikai/p80820.html>



議会改革ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/gikai/p80182.html>



政務活動費の透明化

- 会計帳簿の写しの提出を義務付けなど (平成27年4月)
- 収支報告一覧表をホームページで公表 (平成27年7月)
- 収支報告書等の提出期限を早期化など (平成28年3月)

「議会情報プラザ」を新庁舎1階に開設

詳しくは5面に掲載 (平成29年3月)

県民に開かれ、充実した議会を実現するため、引き続き、積極的に議会改革に取り組んでまいります。